

北海道生物の多様性の保全等に関する条例の概要

1 条例制定の趣旨

人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に資するよう、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、基本原則を定め、道等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、必要な事業及び規制等を定めることにより、生物の多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

【必要性・背景】

- 生物の多様性は、本道の自然環境を形成するとともに、社会経済の基盤や安全で豊かな生活につながっており、その恵みを将来に渡って享受していくことが、本道の発展にとって重要な課題となっている。
- 現在、希少野生動植物の生息数・生息域が減少しつつあるほか、特定の鳥獣の著しい増加や外来種の侵入により農林業被害など生態系等に係る被害が発生している状況にある。
- 道、事業者、道民等の適切な役割分担と連携の下、生物の多様性の保全と持続可能な利用に向け、取組みを進めていくことが必要である。

2 条例の構成

第1章 総則

○ 目的、定義、基本原則、道・事業者・道民等の責務、適切な役割分担及び連携などを規定

【目的】

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則や道の施策の基本となる事項などを定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

【基本原則】

野生動植物の種の保存等が図られ、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われること など7項目

第2章 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的施策

1 生物多様性保全計画

施策を総合的・計画的に推進する計画の策定、毎年施策の実施状況の公表などを規定

2 調査等の推進

生物の多様性に関する調査の定期的な実施、各主体と連携した科学的知見の集積、情報の蓄積及び共有について規定

3 生物の多様性の保全を図る上で特に配慮すべき地域等

特に配慮すべき地域及び野生動植物の情報の公表、事業者の自発的配慮を促すため必要な助言を行うことなどを規定

4 道民等の理解の促進

道民等の理解を促進するための情報の提供、環境教育及び学習の推進、自然とのふれあいの場及び機会の提供などを規定

5 地域における生物の多様性の保全等に関する活動の推進

道民、民間の団体など地域の多様な主体との連携・協働による保全活動の推進について規定

6 顕彰

顕著な功績があった者に対して顕彰を行うことを規定

第3章 生物多様性維持回復事業

1 生物多様性維持回復事業の実施

生物多様性維持回復事業計画の策定、生物多様性維持回復事業計画に即した事業の実施、道が実施する事業及び道以外の地方公共団体が道の認定を受けて実施する事業等（認定生物多様性維持回復事業等）の実施に関する指定希少野生動植物種の捕獲禁止や生息地等保護区内の許可行為の適用除外などを規定

2 認定生物多様性維持回復事業等に関する特例

道立自然公園及び道自然環境保全地域内における認定生物多様性維持回復事業等の実施に関する北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例に基づく許可等の適用除外を規定

第4章 鳥獣の保護管理

1 鳥獣の保護管理に関する措置

生息数が著しく増加している鳥獣の影響の防止、捕獲技術の開発・有効活用、国等と連携した感染症対策の実施、鳥獣の適切な保護管理を担う人材の育成、人の与える食物への過度な依存等を生じさせる餌付け行為の防止に関する普及啓発などを規定

2 指定餌付け行為に関する規制

指定餌付け行為の指定、指定餌付け行為の禁止、指定餌付け行為の実施状況に関する報告及び検査等の実施、指定餌付け行為の禁止等に違反した者に対する措置などを規定

第5章 外来種による影響の防止

1 指定外来種に関する規制

外来種対策基本方針の策定、指定外来種の指定、指定外来種の飼養者及び販売者の義務、指定外来種を放つこと等の禁止、指定外来種の取扱い状況等に関する報告及び検査等の実施、指定外来種を放つこと等の禁止に違反した者に対する中止命令などを規定

2 指定外来種の防除

指定外来種の個体の防除等、指定外来種の捕獲等を行う際の土地への立入りなどを規定

第6章 希少野生動植物種の保護

1 指定希少野生動植物種等の指定

希少野生動植物種保護基本方針の策定、指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定などを規定

2 指定希少野生動植物種の捕獲等に関する規制

指定希少野生動植物種の個体の所有者等の義務、捕獲等・所持等の禁止、学術研究又は繁殖の目的等で捕獲及び採取する場合の許可基準・条件、捕獲等許可者に対する措置などを規定

3 特定希少種事業者の登録等

特定希少種事業者の登録・登録の拒否・登録変更等の届出、登録事業者等に対する指示などを規定

4 生息地等の保護に関する規制

生息地等保護区・管理地区・立入制限地区・監視地区の指定、管理地区における許可行為、監視地区における届出行為などを規定

第7章 推進体制の整備

施策を総合的に調整し推進するための体制の整備、生物多様性保護取締員及び生物多様性保護監視員の配置について規定

第8章 雑則

財政上の措置、国等に関する特例、規則への委任について規定

第9章 罰則

指定外来種を放つこと等の禁止、指定希少野生動植物種の捕獲・所持等の禁止などの規制の実効性を確保するため罰則を規定

附則

施行期日、希少野生動植物の保護に関する条例の廃止及びそれに伴う移行措置などを規定

3 施行期日

平成25年4月1日、ただし第3章から第9章までは7月1日